

## **[事案 29-245] 就労不能給付金支払請求**

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める「要介護状態」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、就労不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

踵を強打し、足底腱膜炎と診断された。診断書によると約款に定める要介護状態（「歩行」の項目について一部介助に該当し、「衣服の着脱」、「入浴」、「食事の摂取」、「排泄」、「清潔・整容」のうち 3 項目以上が一部介助に該当する状態）に該当することから、平成 29 年 2 月に契約した積立保険に付加された収入保障特約に基づき、就労不能給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

「清潔・整容」の一部介助は、契約前の腰椎圧迫骨折が原因であり、本受傷が原因ではないことから、約款に定める要介護状態に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の状態や診療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の状態は約款に定める「要介護状態」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。